

事業者の皆様へ

改正された健康増進法が

2020年4月1日に全面施行されました。

受動喫煙対策は、施設管理者等の

義務となっています。



多くの施設において
屋内が
原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ
立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が
必要に



喫煙室には
標識提示が
義務付けに

受動喫煙対策 福岡市の取り組み

1

相談窓口で
事業者様をサポート

事業所の方や市民から
のお問い合わせについ
てお答えします。



0120-270-210

受付時間 9:00～18:00
(年末年始・土日祝を除く)

2

店舗・施設で使える
標識を無料で交付

標識は、下記のWEBサイトよりダ
ウンロードできます。
また、お申し付けの際には郵送にて
交付します。

標識一例



3

WEBサイトで、
お問い合わせを
受け付けています

WEBサイトでは、よくあるご質問
とその回答をご紹介しています。
また、お問い合わせ・ご相談フォーム
より、個別に質問やご相談を受け
付けています。



詳しい情報は
こちらへ

<https://www.city-fukuoka-jyudokitsuen.com/>

福岡市受動喫煙対策事業



福岡100

人生100年時代への
チャレンジ

福岡市保健医療局
健康増進課

受動喫煙対策は済んでいますか？



学校・病院

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。



飲食店

「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。



オフィス・事業所等

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

飲食店についての経過措置

飲食店の皆様については、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？

Q2 資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？

Q3 客席面積は100m²以下ですか？



1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

改正健康増進法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置*だけでなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要です。事業者の皆様が喫煙室の検討を行う際には、以下のようないくつかの事項に気をつけてください。

*省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPをご確認ください。



喫煙室の
標識掲示



20歳未満は
立入禁止

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入ることできません。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずることも必要です。



違反時の
罰則等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。



受動喫煙のない社会を！

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう！望まない受動喫煙



事業者
向け